

庁議 案件申込書

申込日 平成21 年 11 月 27 日

案件名	清掃工場における搬入物検査の強化について													
所管	環境経済	局	資源循環部	部	事業系ごみ対策	課	担当者					内線		
概要	「新しい総合計画」における重点プロジェクト事業として「事業系ごみの減量化・資源化促進事業」が位置づけられ、より一層のごみの適正排出や排出抑制、資源化等の指導強化が市の施策として求められていることなどから、平成22年度以降における清掃工場への搬入ごみの検査・指導体制を強化・充実するための諸施策を審議いただくものです。													
審議内容 (論点)	<p>○非正規職員(警察OBや再任用職員)の活用による検査・指導体制</p> <p>○搬入物検査装置の導入による業務の効率化</p> <p>○事業実施のPR、適正な処理ルートへの誘導</p>													
審議希望日	関係課長会議	平成21	年	10	月	28	日	政策調整会議		年		月		日
	局経営会議	平成21	年	12	月	7	日	政策会議		年		月		日
日程等 調整事項	条例等の調整	改廃あり	議会上程時期	平成21年12月 定例会										
	パブリックコメント	実施なし	時期					議会への情報提供						
検討経過等	関係部局名等		調整項目					調整状況						
	関係部局との調整													
	打合せ・会議の経過													
	月日	会議名等					内容							
	H21.7.6	部内関係課等打ち合わせ					事業内容の検討							
	H21.8.12	部内関係課等打ち合わせ					事業内容の検討							
H21.9.3	部内関係課等打ち合わせ					事業内容の検討								
H21.10.28	関係課長会議					原案を局経営会議に付議する。								
備考														

会議開催日程等 (局経営会議、関係課長会議用)

区分	局経営会議															
開催日時	平成21	年	12	月	7	日	午前	9時	00分	～						
会場	第1特別会議室															
出席課・ 機関等	<input type="checkbox"/>	小星副市長	<input type="checkbox"/>	環境経済局長	<input type="checkbox"/>	経済部長	<input type="checkbox"/>	環境保全部長	<input type="checkbox"/>	環境経済総務室長	<input type="checkbox"/>	産業振興課長	<input type="checkbox"/>	環境対策課長	<input type="checkbox"/>	資源循環部長
	<input type="checkbox"/>	廃棄物政策課長	<input type="checkbox"/>	事業系ごみ対策課	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	

裏面に事案の具体的内容を記載してください。

**事案の
具体的な内容**

(1) 事案概要

(2) 事業スケジュール

(3) 事業経費等

搬入物検査を強化・充実するための施策(案)

工場へ搬入される事業系ごみの減量化を促進するため、月数回程度の抜き打ち的な検査でなく、ほぼ毎日実施できるような検査体制を整えるとともに、不適正排出事業者に対しては、口頭、電話、個別訪問指導を実施するなど、次のような施策を講じることにより搬入物検査・指導体制の強化を図る。

1 非正規職員(警察OBや市再任用職員)の活用による検査・指導体制の確立

(1) 警察OB(嘱託職員)の採用 (各工場2人=4人)

(2) 市職員OB(再任用職員)の採用 (各工場2人=4人)

2 搬入物検査装置の導入による業務の効率化

検査・指導体制の充実と併せて、清掃工場へ搬入される事業系ごみの受入不適物又は制限物の検査・確認を円滑に実施するため、自走可能なコンベア式搬入物検査装置を導入する。

3 事業経費

搬入物検査装置購入費 39,900千円(H22起債申請予定)

電源引込み等施設修繕費 4,282千円

消耗品等 258千円

4 不適正搬入が確認された場合の指導等の強化

(1) 検査時において、明らかな不適正搬入物を確認した場合、写真撮影、検査結果報告書へ記入のうえ、状況により持ち帰り指導を行う。

(2) 検査後において、検査時に確認した不適正搬入物が多量であったり、工場職員による指導を繰り返し行っている事業者に対しては、廃棄物指導課職員による個別訪問指導等を実施する。

(3) 廃棄物指導課職員による個別訪問指導を実施したにもかかわらず、不適正搬入を繰り返す搬入(排出)事業者に対しては、書面にて改善を命令し、さらに命令違反に対しては当該搬入(排出)事業者に係る事業系ごみの受入れを拒否することとする。

※行政処分の対象になる不適正搬入

搬入物の評価基準を定め、不適正搬入を繰り返す事業者に対して、個別訪問指導を実施し、適正な搬入への改善を指導するとともに、不適正搬入を繰り返す事業者に対して改善を命令する。

5 受入基準の設定、不適正排出事業者に対する行政手続きの明文化

清掃工場への一般廃棄物の搬入にあたっては、受入基準に従うことを条例上に明記し、規則において受入基準を規定する。とりわけ、事業系廃棄物においては、搬入物の検査指導を実施するうえで、受入基準を規則とは別に詳細に定めることとする。

6 事業実施のPR、資源回収業者等を活用した適正な処理ルートへの誘導

7 目標値及びキャッチフレーズの設定

循環型社会形成推進基本法が制定された平成12年度の排出量約61,000tを基準として、事業系一般廃棄物を平成24年度までに15%、平成27年度までに20%削減することを目標に掲げる。

キャッチフレーズ:「事業系 cut 15 さがみはら」